

# 須坂卓翔会 規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、須坂卓翔会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は須坂市、小布施町、高山村（以下「須坂市地域」という。）の卓球愛好者が中心となり、長野県下の卓球愛好者も含めて、競技スポーツ(選手の育成と強化)と生涯スポーツ(普及) 両輪にて活動する。長野県卓球連盟 及び 須坂市卓球協会に加盟し、ジュニア世代からシニア世代まで幅広い卓球選手を育成、また健康の増進と会員相互の親睦に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会は長野県須坂市に事務局を置く。

## 第2章 事 業

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 須坂市地域の各種卓球大会の参加と運営及び支援
- (2) 長野県卓球連盟及び北信卓球連盟の各種事業の参加と運営及び支援
- (3) 全国大会で活躍出来るような卓球選手の育成及び支援
- (4) 健康・体力増進に関する事業の企画と運営及び支援
- (5) 中学校運動部活動との交流と地域移行に関する事項
- (6) 公益財団法人日本卓球協会への選手登録拡大及び公認審判員の育成と支援
- (7) その他本会の目的達成のために必要な事業の企画と運営及び支援

## 第3章 組 織

(構成)

第5条 本会は、本会の目的に賛同した須坂市地域に在住する卓球愛好者及び、長野県下に在住する卓球愛好者により構成される。

(加盟手続)

第6条 本会に加盟しようとする方は、本会幹事に加盟を申し出るものとし、加盟手続については、別に定める。

(会費等)

第7条 本会の加盟者は、別に定める会費を毎年納入しなければならない。

## 第4章 役員及び事務局

### (役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
幹 事 長	1 名
幹 事	若干名
監 事	1 名

### (役員を選出)

第9条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、定期総会で推挙する。
- (2) 幹事長は、定期総会で選出し、会長が委嘱する。
- (3) 幹事は、会長が指名する。
- (4) 監事は、定期総会で選出し、会長が委嘱する。

### (役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会の会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには、その職務を代行する。
- (3) 幹事長は、会長及び副会長を補佐し、本会の会務を統括する。
- (4) 幹事は、幹事長を補佐し、会務を処理する。  
幹事のうち1名は、会長の指名により、本会の会計を掌理する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。

### (役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 役員の仕事は、1年とし、再任を妨げない。
- (2) 役員の仕事終了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

### (上部団体の役員)

第12条 須崎市卓球協会理事及びその他役員は、次により選出する。

- (1) 須崎市卓球協会 理事は、(公財)日本卓球協会 登録人員 により団体毎に人数が割り当てられる。須崎市卓球協会 事務局 からの依頼により、会長が指名する。
- (2) 須崎市卓球協会 役員等の選出については、須崎市卓球協会 会長 からの要請により、本会 会長 が委嘱する。

### (顧問)

第13条 本会に顧問を若干名置くことができ、定期総会の承認を得て、会長が委嘱する。

## 第5章 会議及び機関

### (会議)

第14条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 幹事会
- (2) 定期総会

(定期総会の定足数)

第15条 定期総会の定足数は次の通りとする。

- (1) 定期総会は、会員の過半数の出席により成立する。
- (2) 定期総会の議事は出席会員の過半数の議決で決し、可否同数のときは、議長がこれを決す。

(幹事会)

第16条 幹事会は、本会の執行機関であり、次のとおりとする。

- (1) 幹事会は、会長、幹事長、幹事をもって組織し、他必要に応じ会長が召集し、議長となる。
- (2) 幹事会は、定期総会において決定された事項を執行する。

(定期総会)

第17条 定期総会は、本会の最高議決機関であり、次のとおりとする。

- (1) 定期総会は、年1回会長が召集し、議長となる。
- (2) 定期総会は、次の事項を審議し、決定する。
  - a. 事業計画、事業報告及び予算・決算に関する事項
  - b. 諸規約の制定及び改廃に関する事項
  - c. その他会長の付議した事項
- (3) 以下の要件を満たす場合には、招集手続きや定期総会の開催を省略して、書面にて定期総会の決議があったものとみなすことができる。
  - a. 会長が、定期総会の目的である事項（議題）について、具体的な提案をし、その提案について、会員の過半数が書面で同意したとき。可否同数のときは、議長がこれを決す。

## 第6章 会計

(収入)

第18条 本会の会計は、会員からの会費、大会等開催収益金、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 第7章 附 則

(附則)

第20条 この規約に定めのない急を要する事項は、会長が定めることができる。

(規約の変更)

第21条 この規約の変更は、定期総会の議決を要する。

(施行期日)

第22条 この規約は、2023年1月10日から施行する。

規約改正経過 2023年1月09日(初版) 制定  
2023年3月12日(第2版) 改定